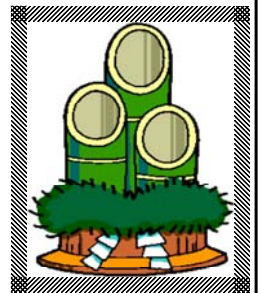


橋本事務所新聞

第19号

発行所
橋本法務会計事務所



今月のトピックス

『建設業産業構造改善プログラム』

既に昨年より、国土交通省が中心となって「建設業産業構造プログラム」がスタートしていることをご存知でしょうか。

建設業の公共工事の動向が激減する中で、ダブルパンチのように民間工事の減少とダンピング合戦が消耗戦のように続いております。いわゆる「悪貨が良貨を駆逐する」かのような状況が現在の建設業を席巻しています。この状況を打破すべく、建設業再生対策を兼ねた今回のプログラムが開始した次第です。このプログラムの目玉は

- ①不良、不適格業者の排除徹底
 - ②入札契約の適正化徹底 です。
- 以前からこれらの二点について

は指摘されていましたが、実効性があがらないまま今日に至っていただけに、今後どのように徹底していくのか興味津々です。

最近国土交通省から各分析センター審査機関に、決算資料を厳正に審査すべく、添付資料の追加を通知してきています。これは今回のプログラムの影響で、今後悪質性の高い虚偽申請（経営事項審査関係）業者については「入札参加資格の取り消し」の行政処分を徹底していきます。更に建設業法違反を摘発すべく、工事ごとの施工体制台帳を立ち入り検査して行くようです。また、ダンピング合戦を防止すべく、特に公共工事については、低入札価格調査の調査基準価格以下で契約する場合等について、次の対策を実施します。

- 一、管理技術者に加えて、同等の専任技術者一名の現場配置を定める。
- 二、履行保証割合の引き下げ
- 三、前払い金の縮減



以上が今後実施される建設業再生対策を兼ねた内容です。これからは、年々厳しくなる法令遵守要求に対応できること、経営コストダウンが「勝ち組」戦略での重要なポイントとなってきます。

知ってお得！法律雑学

「架空請求に」用心

Q、裁判所から書類が来ました。相手の業者にも請求金額にも心当たりがないので放置しておいても良いでしょうか。

A、ダメです。放置すると相手の言い分を認める結果になることがあります。理不尽な話で

います。身に覚えがないからといって裁判所からの書類を放置していると、金銭の支払が確定してしまうこともありますので、十分注意しましょう。

また、この場合でも、相手業者への問い合わせは厳禁です。

まず、裁判所からの書類が本物かどうかを見極めて下さい。

- ①裁判所から送られる特別送達郵便は必ず本人か同居人へ手渡しされる書留と同じ扱い。
- ②書類は封書できます、葉書はありません。
- ③書類に振込むようにとか、振込先が記されていることはない。
- ④発送先の簡易裁判所名、住所が本物かどうか、電話帳等で確認する。
- ⑤書類には事件番号と書記官名が書いてあるので、簡易裁判所に電話して実在の事件かどうか照会する。

本物であると分かった場合は、早急に、裁判所や専門家に相談して対抗処置をとって下さい。

経営コーナー

シリーズ 【マーケティングの考え方 と実践のトレンド】

〜第5回〜

資産の所有からブランドの有
有へという流れがあります。こ
の場合の資産とは物的資産を表
し、例えば自前で大規模な設備
投資をして貸借対照表を太らせ
ることです。

一方、ブランドの所有とは大
企業では文字通りのブランドと
なりますが、中小企業では「信
用」といった方が良いかもしれ
ません。例えばみずばらしい店
舗であっても、そこで提供され
る料理の味には大満足といった
ようなことです。



ブランド力を高めていくと、

マーケティングコストが下がり
ます。例えば中古車販売店では、
顧客が店のブランドを信用する

と、「この店なら大丈夫」とい

うことで余計な交渉はしなくな
ります。店側も顧客の信頼に応

えるためにいい加減な商売はで
きなくなり、顧客満足に一層集

中するようになります。こうし
て経営資源の分散が小さくなり、

結果としてコスト削減（正確に
は費用対効果の向上）へと繋が
ります。

では、ブランド力を高めるた
めにはどうしたら良いのでしょ
うか？二つの方向性があります。

まずは地道に実績を積み重ねる
ことです。商売に真正

面から取り組み、コツ
コツと信用を積み上げ

ていきます。

もう一つは、意識的
に知名度を上げる努力



をしなから、日常の行動を正し

ていくことです。例えば先の中
古車店で言うところ、売った車には

店名ステッカーを貼る、車検証
入れを自社製にするなどで常に

消費者の目に触れるようにしな
がら、イメージと実際の行動が

違わないように従業員教育をし
ていくことです。

いずれにしてもブランド力向
上は、一朝一夕にはできません。

真面目にコツコツということが
やっぱり王道なのでしょう。

今月の一言

新年明けましておめでとうご
ざいます。本年もよろしくお願
いします。

正月はどのようにすごされま
したでしょうか、私の場合は、

元旦はゴルフ、二日は家内と高
一の長男とで、受験生の長女は

残して、清水寺へ初詣に行きま
した。登り口のところで、待ち

時間が六十分もかかるとい
うので、そこに車を置いて山道を歩

いて登ることにしました。初め
の挑戦でしたが、四五分ぐら

いで拜殿に到着することができ
ました。雪の影響で道はぬかる

んでいましたが、行きかう人た
ちと挨拶を交しながら、運動不

足も解消できて、すがすがしい
気分が登りきりました。

参拝を済ませて、例年通りお
みくじをひくと、「これまでは

道なき道を苦労して来るが、こ
れから先は広き野原に平坦な道

が開けるなり」と、とても分か
りやすく、今年一年が期待でき

そうな内容でした。

行政書士・橋本法務会計事務所

〒675-1335

兵庫県小野市片山町1332-1

小野工業高校近く

TEL 0794-62-2377

FAX 0794-62-2374

申請取次行政書士

一級ファイナンシャル・プランニング技能士

C F P 認定者

IS09000・IS014000審査員補

HACCP実務認定者

建設業許可・経営事項審査

産業廃棄物許可・相続遺言

各種法人設立 経理記帳

HACCP・ISO コンサルティング

個人情報保護法認証指導他